

## 福島県総務部公用車リース契約仕様書

### 1 借入（配置）場所及びリース期間

別表1「リース契約車両一覧」のとおり

### 2 対象車両台数

リース車両 43台

### 3 リース車両の規格及び付属品等

別紙「車両別共通仕様書」のとおり

ただし、リース開始日を基準として、初度登録から3年未満且つ総走行距離40,000km未満の車両又は新車であること。

なお、甲が納車後に車両に衛星電話を設置することをあらかじめ了解すること。

### 4 リースの方法

別紙個別仕様書に記載の車両を下記5に掲げるメンテナンス付きでリースする方式

※月間予定走行距離 2,000km

### 5 メンテナンスの範囲

原則としてメンテナンス時には、乙が別に指定する整備工場において以下のとおり実施するものとする。

- (1) 法定点検整備（道路運送車両法第48条に基づく定期点検整備）
- (2) 継続検査点検整備（道路運送車両法第62条に基づく車両継続検査のための点検整備及び手続き一切）
- (3) 継続検査点検整備に要する経費の支払いとその手続き代行
- (4) 一般修理（車両を常時正常な運転状態又は十分な機能が働く状態にするための予防整備。なお、それらの作業に生ずる消耗及び摩耗部品代もリース料に含む。）
- (5) 代車提供（対人賠償：1,000万、対物賠償：100万円（免責15万）以上に参加）

事故時を除き、車検、修理で48時間以上リース車両が使用できないと見込まれる場合に、乙は、年末年始等連休の時期で代車手配が物理的に不可能な場合を除き、乙が選定した代車（契約に基づくリース車両と同様でなくとも可とするが、ATとする）

を甲に提供することとする。

なお、甲は、代車を契約条項に従って運行及び使用するものとする。

#### (6) エンジンオイルの交換

乙の定める点検基準により行うこととし、使用するエンジンオイルは、各車両に適合するオイルを使用することとする。

#### (7) オイルエレメントの交換

乙の定める点検基準により行うこと。

#### (8) 消耗品の交換

##### ① バッテリーの交換

必要に応じて充電又は新品と交換すること。

なお、甲側で真に交換が止むを得ないと判断される場合は、下記 11 の指定整備工場に連絡をし、交換するかどうかの協議をすることとする。

##### ② ワイパーの交換

必要に応じワイパー又はワイパーゴムの交換を行うこと。

なお、甲側で真に交換が止むを得ないと判断される場合は、下記 11 の指定整備工場に連絡をし、交換するかどうかの協議をすることとする。

また、ワイパーは夏用（全地域）・冬用（本庁・会津・南会津地域のみ）を用意し装着すること。

##### ③ その他消耗品の交換及び補充

ウインドウォッシャー液、不凍液、電球類の交換・補充を行うこと。

#### (9) エアコンディショナーの修理

エアコンディショナーの修理及びガスチャージ（交換・補充）を行うこと。

#### (10) タイヤの交換

##### ① 必要に応じて夏タイヤ及び冬タイヤ（スタッドレスタイヤ）を新品と交換すること。

なお、甲側で真に交換が止むを得ないと判断される場合は、下記 11 の指定整備工場に連絡をし、交換するかどうかの協議をすることとする。

※交換するタイヤは、リース車両が自動車メーカーにおいてライン装着するものと同等のタイヤとする。なお、タイヤメーカーについては、国産メーカーに限定する。

また、交換するタイヤはホイールをセットしたものとし、タイヤがパンクした場合はそのタイヤの修理を行うこと。（修理が不可能な場合は交換を行うこと。）

##### ② 対象車両の夏タイヤと冬タイヤの交換作業を行うこと。

また、必要に応じタイヤローテーションも行うこと。

#### (11) 法定点検時の洗車

継続検査及び法定点検時には、洗車後納車すること。

### 6 メンテナンス業務の除外範囲

- (1) 交通事故や甲側の不注意を起因とした車両破損に伴う修理
- (2) カーナビ（TVも含む）、シート（縫い目の綻びやへたりのみ）、ホイール、アクセサリー（バイザー、フロアマット、マッドガード、タイヤチェーン等）の修理又は交換
- (3) 文字、マーキングなどの書換え又はステッカーシール等の張替え費用
- (4) 甲の過失によるトラブルの対処費用（キーロック、ガス欠）
- (5) ホイールキャップなどの紛失及びタイヤ・ホイールなどの盗難の場合の補てん
- (6) ガラスの油膜取りや各種添加剤や水抜き剤の提供
- (7) 経時変化により発生した不具合（塗装、メッキ等の自然褪色）の修理
- (8) 乙の了解を得ずに行った指定整備工場以外での整備・修理及びそれに起因する不具合の修理
- (9) 甲の故意又は重過失に起因すると判断される故障及び不具合の修理
- (10) 天災、地変に起因する不具合の修理
- (11) 車両が使用できないことにより発生した費用（交通費、宿泊費、休業補償等）
- (12) 甲が業務上使用した燃料費、駐車料金、高速料金に関する経費の精算業務

### 7 リース料に含まれるもの

- (1) 新規登録及び新規検査に要する費用
- (2) 自動車税環境性能割
- (3) 自動車税種別割
- (4) 自動車重量税
- (5) 自動車損害賠償責任保険料
- (6) 自動車リサイクル料金
- (7) 上記5に定めるメンテナンスに要する経費

### 8 リース料の支払い

- (1) 乙は、各月の甲の履行確認後、リース料の月額を支払を甲に請求するものとする。

(2) 甲は、請求書を受領した日から30日以内に、乙から指定された口座にリース料を支払うこととする。

## 9 事故処理

甲は、事故により、リース車両が損傷したときは、速やかに乙に報告するとともに、乙の指定した整備工場に車両を搬入し、甲の負担により車両を修理するものとする。ただし、緊急性が高い等、やむを得ない場合は、あらかじめ乙の承諾を得て、最寄りの整備工場に修理を依頼することができるものとする。

## 10 緊急時に対応するサポート

突然の故障の際、乙は必要に応じ路上整備けん引等のロードサービスを行うこととし、最寄りの乙の提携する整備工場で適切な措置を講ずることとし、これに関する経費は乙が負うこととする(甲の運転に原因がある場合を除く。)

## 11 指定整備工場

(1) 乙は、リース車両を主にメンテナンスする整備工場を、福島県内各方部(県北、県中、県南、会津、南会津、相双及びいわき)ごとに1又は2か所指定し、甲に報告すること。なお、指定する整備工場は、本庁及び各地方振興局の所在する市町村に本拠地を置くものとし、車でおおむね30分以内の距離に営業所を有していることとする。

(2) 乙の了解を得て、やむを得ない事由により、指定整備工場以外の整備工場等で整備・修理を行った場合は、その整備・修理の内容がメンテナンスの範囲内である場合は、乙がその費用を支払うこと。

## 12 その他

(1) 乙は、契約書第1条(4)に定める別表2リース料内訳表に月額リース料を記載し提出すること。

(2) 任意自動車保険は、甲の責任により別途加入する。

(3) 乙は、点検整備等の記録が出来るものを当該車両内に保管すること。

(4) 乙は、車両内にリース会社名、メンテナンス工場及びそれらの連絡先を表示すること。

(5) 契約締結後、乙は、当該年度の点検、整備計画書を作成し、速やかに提出すること。

(6) 乙は、点検、整備を行う場合は、車両ごとに実施時期をずらす等、可能な限り公務の

支障とならないよう当該車両配置所属の管理担当者と調整すること。

(7) 乙は、点検、整備終了後、結果報告書を速やかに提出すること。

(8) 乙は、自動車メーカーの責めによる不具合（リコール等）が発生した場合は、該当車両が安全に運行できる状態となるよう誠実に対応すること。

(9) 原則としてリース期間満了時の残価精算は行わないものとし、乙は期間満了後、速やかに車両を引き取ること。

ただし、リース車両の状態により甲が引き続き当該車両のリースを希望する場合は、甲と乙が協議の上、リース期間を延長することができることとする。

(10) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。